

様式第 1 号（第 5 条関係）

かつらぎ町空き家活用事業補助金交付申請書

年 月 日

かつらぎ町長 様

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

年度において、かつらぎ町空き家活用事業補助金 円を交付されたく、かつらぎ町空き家活用事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記 2 について誓約及び同意のうえ申請します。

記

1 申請事業種別

(1) 対象事業

空き家改修事業 / 空き家片付け事業

(2) 事業計画書及び収支予算書

様式第 2 号のとおり

(3) 添付書類（※は空き家改修事業の場合のみ）

- 居住予定者の住民票の写し
- 見積書の写し
- 写真（現況がわかる写真）
- 平面図（改修部位を明記したもの）※
- 売買又は賃貸借契約書の写し
- 建物及び土地の登録事項証明書の写し（売買契約を締結した場合のみ。空き家登録者が申請する場合、実績報告時の提出可）※
- 既存住宅状況調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみで可）※
- 同意書（利用登録者が申請かつ賃貸借契約する場合に限り提出すること。）

2 誓約及び同意事項

- (1) かつらぎ町空き家活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付の条件等の全てに同意します。
- (2) 町が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために関係機関の意見を聴くこと、また必要に応じて和歌山県警察本部に対して照会することに同意します。
- (3) 要綱に基づく提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還することに同意します。
- (4) （利用登録者の場合）補助金の交付を受けた年度終了後 10 年間は当該物件に居住することに同意します。